

使用料・手数料改定に係る例規一覧

担当課	件名	例規
総務課	行政財産の目的外使用	多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例
		多治見市役所駅北庁舎の設置及び管理に関する規則
福祉課	総合福祉センター	多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
	かさほら福祉センター	多治見市かさほら福祉センターの設置及び管理に関する条例
子ども支援課	児童館	多治見市児童館の設置及び管理に関する条例
	幼稚園	多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例
高齢福祉課	サンホーム滝呂	多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例
	ふれあいセンター姫	多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例
産業観光課	勤労者センター	多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例
	美濃焼ミュージアム	多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例
	モザイクタイルミュージアム	多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例
	文化工房	多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例
		多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例施行規則
	駐車場	多治見市駐車場条例
	原動機付自転車駐車場	多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
	産業文化センター	多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例
多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則		
陶磁器意匠研究所	陶磁器意匠研究所	多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例
		多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例施行規則
建築住宅課	市営住宅駐車場料金	多治見市営住宅駐車場に関する要綱
緑化公園課	都市公園	多治見市都市公園条例
		多治見市都市公園条例施行規則
	駅北広場	多治見市駅北広場の設置及び管理に関する条例
上下水道課	し尿処理手数料	多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
環境課	多治見市霊園	多治見市霊園の設置及び管理に関する条例
	火葬場	多治見市の火葬場の設置及び管理に関する条例
	ごみ処理手数料	多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
文化スポーツ課	根本交流センター	多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例
	公民館	多治見市公民館の設置及び管理に関する条例
		多治見市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則
	図書館 目的外使用	多治見市図書館の設置等に関する条例
	学習館	多治見市学習館の設置及び管理に関する条例
		多治見市学習館の設置及び管理に関する条例施行規則
	文化会館	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例
		多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則
三の倉市民の里	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例	
	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例施行規則	
運動場	多治見市運動場の設置及び管理に関する条例	
体育館	多治見市体育館の設置及び管理に関する条例	
	多治見市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則	
教育総務課	小学校及び中学校	多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例

○ 公民館（多治見市公民館の設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

現在料金

館別	区分	単位	専用 使用料 (円)	冷暖房 使用料 (円)
精華公民館	大ホール	午前9時 から始まる 1時間ごと の区分及 び午後8 時からの1 時間30分 の区分	970	210
	研修室		350	100
	和室		210	100
	料理実習室		440	100
	多目的実習室		350	100
	会議室		210	100
	旭ヶ丘公民館		大ホール	970
中会議室	250		100	
小会議室	110		100	
研修室	300		100	
和室	250		100	
料理実習室	440		100	
市之倉公民館	大ホール		970	210
	研修室		350	100
	和室	250	100	
	料理実習室	440	100	
	その他の部屋	110	100	
養正公民館	大ホール	970	210	
	研修室	350	100	
	和室	290	100	
	料理実習室	440	100	
南姫公民館	大ホール	970	210	
	研修室	380	100	
	和室	290	100	
	料理実習室	440	100	
脇之島公民館	大ホール	970	210	
	研修室	350	100	
	和室	290	100	
	料理実習室	440	100	
小泉公民館	大ホール	970	210	
	研修室(大)	350	100	
	研修室(小)	210	100	
	和室	350	100	
	料理実習室	440	100	
	多目的実習室	300	100	

⇒

改定案

専用 使用料 (円)	冷暖房 使用料 (円)
990	210
350	100
210	100
450	100
350	100
210	100
990	210
250	100
110	100
310	100
250	100
450	100
990	210
350	100
250	100
450	100
110	100
990	210
350	100
300	100
450	100
990	210
390	100
300	100
450	100
990	210
350	100
300	100
450	100
990	210
350	100
210	100
350	100
450	100
310	100

税抜

専用使用 料 (円)	冷暖房使 用料 (円)
900	190
320	95
190	95
410	95
320	95
190	95
900	190
230	95
100	95
280	95
230	95
410	95
900	190
320	95
230	95
410	95
900	190
350	95
270	95
410	95
900	190
320	95
270	95
410	95
900	190
320	95
190	95
320	95
410	95
280	95

○ 多治見市笠原中央公民館（多治見市公民館の設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

(1) 専用利用料金

ア ホール・楽屋

現在料金

時間区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	延長1時間までごとに	冷暖房料 1時間につき
ホール	平日	9,560円	12,740円	19,120円	21,600円	24,620円	36,940円	3,690円	2,160円
	休日	12,740円	15,930円	23,870円	24,840円	28,400円	42,230円	4,220円	2,160円
1階楽屋(1室につき)		620円	620円	820円	1,080円	1,510円	1,940円	220円	210円

改定案

↓

ホール	平日	9,740円	12,980円	19,470円	22,000円	25,080円	37,620円	3,760円	2,200円
	休日	12,980円	16,230円	24,310円	25,300円	28,930円	43,010円	4,300円	2,200円
1階楽屋(1室につき)		630円	630円	840円	1,100円	1,540円	1,980円	220円	210円

税抜

ホール	平日	8,850円	11,800円	17,700円	20,000円	22,800円	34,200円	3,420円	2,000円
	休日	11,800円	14,750円	22,100円	23,000円	26,300円	39,100円	3,910円	2,000円
1階楽屋(1室につき)		570円	570円	760円	1,000円	1,400円	1,800円	200円	190円

イ 会議室等

現在料金

時間区分	午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	冷暖房料 1時間につき
3階視聴覚室	650円	310円
3階会議室 (1-1)	250円	210円
3階会議室 (1-2)	250円	210円
3階会議室 (2)	410円	210円
3階会議室 (3)	210円	210円
3階料理教室	750円	310円
3階和室(1)	210円	210円
3階和室(2)	410円	210円
3階茶室(1)	300円	210円
3階茶室(2)	410円	210円

⇒

改定案

時間区分	午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	冷暖房料 1時間につき
	660円	320円
	250円	210円
	250円	210円
	420円	210円
	210円	210円
	760円	320円
	210円	210円
	420円	210円
	310円	210円
	420円	210円

税抜

時間区分	午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	冷暖房料 1時間につき
	600円	290円
	230円	190円
	230円	190円
	380円	190円
	190円	190円
	690円	290円
	190円	190円
	380円	190円
	280円	190円
	380円	190円

(3) 陶芸工房利用料金

施設	区分	利用料金
笠原中央公民館陶芸工房	1人1時間につき	110

⇒

改定案

利用料金
110円

税抜

利用料金
100円

多治見市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

別表(第8条関係)

現在料金

設備名	単位	金額(円)
所作台	1式	1,060
花道用所作台	1式	220
平台	1台	50
松羽目	1式	220
竹羽目	1式	530
毛仙	1枚	100
長布団	1枚	100
浅黄幕	1式	220
紅白幕	1式	220
紗幕	1式	220
地絨	1枚	420
上敷	1枚	100
指揮者台	1台	220
指揮者用譜面台	1台	50
金屏風	1双	530
演台	1台	220
花台	1台	100
脇台	1台	100
司会者台	1台	100
雪カゴ	1式	220
大太鼓	1式	220
移動式黒板	1台	100
映写機スクリーン付	1台	1,060
映写機持込料スクリーン付	1式	1,060
スライド映写機スクリーン付	1台	530
O. H. Pスクリーン付	1台	420
ピアノ(調律料別)	1台	2,650
エレクトーン	1台	1,060
反響板	1式	840
鳥屋囲	1式	220
トーンキャビネット	1台	100
銀屏風	1双	530
扇型看板	1対	420
ボーダーライト	1列	530
サスペンションライト	1列	840
アッパーホリゾンライト	1列	530
ロアーホリゾンライト	1列	530
サイドスポットライト	1式	840

舞台設備

⇒

改定案

金額(円)
1,080
220
50
220
540
100
100
220
220
220
430
100
220
50
540
220
100
100
100
220
220
100
1,080
1,080
540
430
2,700
1,080
860
220
100
540
430
540
860
540
540
860

税抜

金額(円)
980
200
50
200
490
95
95
200
200
200
390
95
200
50
490
200
95
95
95
200
200
95
980
980
490
390
2,450
980
780
200
95
490
390
490
490
780

舞台照明	シーリングスポットライト	1式	1,060	1,080	980	
	フットライト	1列	320	330	300	
	花道フットライト	1列	220	220	200	
	センターピンスポットライト	1台	530	540	490	
	スポットライト(スタンド付1.0kW)	1組	220	220	200	
	スポットライト(スタンド付0.5kW)	1組	100	100	95	
	トーマタルスポットライト	1式	530	540	490	
	エフェクトプロジェクター	1台	640	650	590	
	ミラーボール	1台	640	650	590	
	パイプスタンド	1台	100	100	95	
	平置ベース	1台	100	100	95	
	持込器具	1kW	220	220	200	
	フォロースポットランプピン	1台	320	330	300	
	ピンカッター	1台	220	220	200	
	ストロボ	1台	420	430	390	
	効果マシン(波)	1台	320	330	300	
	舞台音響	拡声装置(マイク2本付)	1式	1,060	1,080	980
		ワイヤレス装置	1式	420	430	390
		移動式スピーカー	1台	530	540	490
はね返しスピーカー		1台	220	220	200	
レコードプレーヤー		1台	530	540	490	
オープン式テープレコーダー		1台	530	540	490	
カセット式テープレコーダー		1台	320	330	300	
サブミキサー		1台	1,060	1,080	980	
エコーマシン		1台	1,060	1,080	980	
コンデンサー型マイクロホン		1本	320	330	300	
ダイナミック型マイクロホン		1本	320	330	300	
ワイヤレス型マイクロホン		1本	320	330	300	
3点吊マイクロホン		1式	530	540	490	
ブーム型マイクスタンド		1台	100	100	95	
床上型マイクスタンド		1台	50	50	50	
卓上型マイクスタンド		1台	50	50	50	
持込機器		1kW	220	220	200	

備考

1 附属設備利用料金は、1単位につき、「午前9時から正午まで」、「午後1時から午後4時30分まで」、「午後5時30分から午後9時30分まで」を1区分とし、「午前9時から午後4時30分まで」又は「午後1時から午後9時30分まで」にあつては2倍の額、「午前9時から午後9時30分まで」にあつては3倍の額とする。

○ 根本交流センター（多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

現在料金

区分	使用料(午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき)	冷暖房設備使用料(1時間までごとに)
大ホール	970円	210円
小ホール	490円	100円
和室	210円	100円
実習室	440円	100円
会議室1	350円	100円
会議室2	250円	100円

改定案

区分	使用料(午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき)	冷暖房設備使用料(1時間までごとに)
大ホール	990円	210円
小ホール	500円	100円
和室	210円	100円
実習室	450円	100円
会議室1	350円	100円
会議室2	250円	100円

⇒

文化スポーツ課

税抜

区分	使用料(午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき)	冷暖房設備使用料(1時間までごとに)
大ホール	900円	190円
小ホール	450円	95円
和室	190円	95円
実習室	410円	95円
会議室1	320円	95円
会議室2	230円	95円

<一般廃棄物処理手数料>

○ ごみ処理手数料（多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）

[一覧に戻る](#)

現在料金

区分	処理内容	料金	
一般家庭	収集運搬処理	指定ごみ袋 大10袋入り1セットにつき	510円
		指定ごみ袋 中15袋入り1セットにつき	510円
		指定ごみ袋 小25袋入り1セットにつき	510円
		粗大ごみシールをはり付けた粗大ごみ1個につき	510円
事業者及び許可業者	処理施設持込み	20キログラムまでごとに 210円	

改定案

520円
520円
520円
520円
210円

⇒

環境課

税抜

476円
476円
476円
476円
190円

○ 家電製品取扱手数料（多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）

[一覧に戻る](#)

現在料金

指定地持込み	家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫並びに洗濯機及び衣類乾燥機)1台につき	2,060円
--------	---	--------

改定案

2,100円

⇒

環境課

税抜

1,905円

○ 汚泥処理手数料（多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）

現在料金

許可業者	浄化槽の脱水汚泥の焼却場持込み	100キログラムまでごとに	260円
------	-----------------	---------------	------

⇒

[一覧に戻る](#)

改定案

260円

環境課
税抜

238円

<産業廃棄物の処理に要する費用>

○ ごみ処理手数料（多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）

現在料金

事業者	処理施設持込み	20キログラムまでごとに	210円
-----	---------	--------------	------

⇒

[一覧に戻る](#)

改定案

210円

環境課
税抜

190円

○ し尿処理手数料（多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）

現在料金

定額料金	普通世帯で1月につき1回収集するもの	1人月額	650円
従量料金	多量排出のため定額料金によることが不適当なもの	18リットルまでごとに	290円
割増料金	ア 定額料金該当者で収集回数が1月1回を超えるもの	1回を超える1回ごとに	670円
	イ 定額料金該当者で収集位置を異にする便所が1箇所を超えるもの	1箇所を超える1箇所ごとに	330円
	ウ 定額料金又は従量料金該当者で2本を超えるサクシオンホース(1本20メートル)を使用して収集するもの	1回	670円
仮設便所に係る料金	仮設便所でその都度収集するもの	1基(集合便槽等特殊なものは、便器1つ)について1回ごとに	4,110円

⇒

[一覧に戻る](#)

改定案

660円
300円
680円
340円
680円
4,190円

上下水道課
税抜

600円
270円
620円
310円
620円
3,810円

○ 式場等使用料（多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例）

現在料金

区分	単位	死亡者等が本市の住民であるとき	死亡者等が本市の住民以外のものであるとき
式場(全面使用する場合)	午後4時から始まる24時間ごとの区分	70,000円	350,000円
式場(一部使用する場合)	午後4時から始まる24時間ごとの区分	50,000円	250,000円
待合室	1時間までごとに	700円	3,500円

改定案

死亡者等が本市の住民であるとき	死亡者等が本市の住民以外のものであるとき
71,290円	356,480円
50,930円	254,630円
720円	3,560円

[一覧に戻る](#)

環境課
税抜

死亡者等が本市の住民であるとき	死亡者等が本市の住民以外のものであるとき
64,810円	324,070円
46,300円	231,480円
650円	3,240円

使用料

○ 多治見市霊園管理料（多治見市霊園の設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

多治見市霊園管理料

単位	金額
1区画につき5年間	6,700円

⇒

改定案

単位	金額
1区画につき5年間	6,800円

※ 1年間1300円⇒1340円 ×5 ※ 1年間1300円⇒1360円 ×5

環境課

税抜

1年間1,240円

○ 勤労者センター（多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

別表(第9条関係)

改定案

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
大研修室	午前9時から	510円	210円
会議室A	始まる1時間	130円	100円
会議室B	ごとの区分	130円	100円

⇒

専用使用料	冷暖房使用料
520円	210円
130円	100円
130円	100円

産業観光課

税抜

専用使用料	冷暖房使用料
470円	190円
120円	95円
120円	95円

○ 陶磁器意匠研究所（多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例）

[一覧に戻る](#)

別表(第2条関係)

1 使用料 (1) 機械器具等

現在料金

種別		単位	金額
試験機器	ミル	1時間	260円
	らいかい機		260円
焼成炉 (電気炉)	20キロワット	1回	摂氏1,250度以下
			摂氏1,000度以下
	14キロワット		摂氏1,250度以下
			摂氏1,000度以下
	7キロワット		摂氏1,250度以下
			摂氏1,000度以下
	3キロワット		摂氏850度以下
研究室及び試験室		1時間	310円

⇒

改定案

金額
260円
260円
10,480円
6,280円
7,850円
4,720円
3,150円
2,410円
1,250円
320円

陶磁器意匠研究所

税抜

金額
240円
240円
9,530円
5,710円
7,140円
4,290円
2,860円
2,190円
1,140円
290円

(2) 研究生実習料等

現在料金

種別	単位	金額
研究生実習料	年額	308,300円
入所料(市内在住者)	1回	61,400円
入所料(その他の者)	1回	122,800円

⇒

改定案

金額
314,000円
62,500円
125,000円

税抜

金額
285,500円
56,900円
113,700円

2 手数料

現在料金

種別	単位	金額
デザイン支援	1回	80,000円以内で規則で定める額
技術支援	1回	80,000円以内で規則で定める額
食品衛生法(昭和22年法律第233号)の基準による鉛・カドミウム溶出試験	1件	510円
スポーリング試験	1件	1,540円
各種証明書	1通	300円
入所審査料	1人	15,700円

⇒

改定案

金額
80,000円以内で規則で定める額
80,000円以内で規則で定める額
520円
1,570円
300円
16,000円

税抜

金額
80,000円以内で規則で定める額
80,000円以内で規則で定める額
470円
1,430円
300円
14,500円

・ 多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例施行規則

[一覧に戻る](#)

陶磁器意匠研究所

デザイン支援

現在料金

項目	内容	金額
デザイン調製	製図 レンダリングモデルの製作その他のデザイン及び試作	3,080円
石こう成形	原型使用型その他の石こう成形	
デザイン及び成形技術に関する実習指導		1,300円

⇒

改定案

金額
3,140円
1,320円

税抜

金額
2,850円
1,200円

技術支援

現在料金

項目	内容	金額
絵具・ゆう薬調製	担当職員1人が調製に要した1時間につき(最大20時間以内)	3,080円
陶磁器技術に関する指導	担当職員1人が指導に要した1時間につき(最大60時間以内)	1,300円

⇒

改定案

金額
3,140円
1,320円

税抜

金額
2,850円
1,200円

○ 市営住宅駐車場

[一覧に戻る](#)

建築住宅課

・ 多治見市営住宅駐車場に関する要綱

現在料金

第7条 条例第21条の2第4項に規定する市長が定める額は、2,780円とする。

↓

改定案

第7条 条例第21条の2第4項に規定する市長が定める額は、2,830円とする。

税抜

2,570円

○ 美濃焼ミュージアム (多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例)

[一覧に戻る](#)

別表第1(第7条関係)
現在料金

区分	観覧料			特別展示 常設展示に係る観覧料の5倍に相当する額
	常設展示			
	高校生以下	大学生	一般	
個人	無料	210円	310円	
団体 (20人以上)	無料	150円	260円	
年間 パスポート	—	1,030円		

改定案

区分	観覧料			特別展示 常設展示に係る観覧料の5倍に相当する額
	常設展示			
	高校生以下	大学生	一般	
個人	無料	210円	320円	
団体 (20人以上)	無料	150円	260円	
年間 パスポート	—	1,050円		

別表第2(第12条、第16条関係)
現在料金

区分	利用料金(午前9時から始まる1時間ごとの区分につき)	冷暖房設備利用料(1時間までごとに)
会議研修室	650円 (利用者が商業宣伝を目的として利用する場合は、1,300円)	310円

改定案

区分	利用料金(午前9時から始まる1時間ごとの区分につき)	冷暖房設備利用料(1時間までごとに)
会議研修室	660円 (利用者が商業宣伝を目的として利用する場合は、1,320円)	320円

産業観光課

税抜

区分	観覧料			特別展 常設展示に係る観覧料の5倍に相当する額
	常設展示			
	高校生以下	大学生	一般	
個人	無料	190円	290円	
団体 (20人以上)	無料	140円	240円	
年間 パスポート	—	950円		

税抜

区分	利用料金(午前9時から始まる1時間ごとの区分につき)	冷暖房設備利用料(1時間までごとに)
会議研修室	600円 (利用者が商業宣伝を目的として利用する場合は、1,200円)	290円

○ 文化工房 (多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例)

[一覧に戻る](#)

別表第1(第8条関係)
1 メセナギャラリー

現在料金

区分	1日につき	1時間につき
平日	7,560円	760円
土、日 休日	11,340円	1,130円

改定案

区分	1日につき	1時間につき
平日	7,700円	770円
土、日 休日	11,550円	1,160円

備考

利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに400円を加算する。

利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに410円を加算する。

2 クラフト工房

クラフト工房全体(第1工房及び第2工房を合わせて利用する場合)

現在料金

区分	1日につき	1時間につき
平日	6,900円	690円
土、日 休日	10,400円	1,040円

改定案

区分	1日につき	1時間につき
平日	7,000円	700円
土、日 休日	10,600円	1,060円

産業観光課

税抜

区分	1日につき	1時間につき
平日	7,000円	700円
土、日 休日	10,500円	1,050円

2 利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに380円を加算する。

税抜

区分	1日につき	1時間につき
平日	6,400円	640円
土、日 休日	9,600円	960円

第1工房のみ
現在料金

区分	1日につき	1時間につき
平日	4,300円	430円
土、日 休日	6,500円	650円

⇒

改定案

区分	1日につき	1時間につき
平日	4,400円	440円
土、日 休日	6,600円	660円

税抜

区分	1日につき	1時間につき
平日	4,000円	400円
土、日 休日	6,000円	600円

第2工房のみ
現在料金

区分	1日につき	1時間につき
平日	2,600円	260円
土、日 休日	3,900円	390円

⇒

改定案

区分	1日につき	1時間につき
平日	2,600円	260円
土、日 休日	4,000円	400円

税抜

区分	1日につき	1時間につき
平日	2,400円	240円
土、日 休日	3,600円	360円

備考

2 利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに、クラフト工房全体については310円、第1工房のみについては210円、第2工房のみについては100円をそれぞれ加算する。

2 利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに、クラフト工房全体については320円、第1工房のみについては210円、第2工房のみについては100円をそれぞれ加算する。

2 利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに、クラフト工房全体については290円、第1工房のみについては190円、第2工房のみについては95円をそれぞれ加算する。

別表第2(第8条関係)

附属設備利用料金	1件につき7,000円以内で市長が別に定める額
----------	-------------------------

⇒

改定案

1件につき7,130円以内で市長が別に定める額

税抜

1件につき6,480円以内で市長が別に定める額

・ 多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例施行規則

附属設備利用料金

種類	単位	金額
電気窯	摂氏1,300度以下	1回 6,380円
	摂氏1,000度以下	1回 3,810円
小型マイクロ波焼成炉	1回	1,340円

⇒

改定案

金額
6,500円
4,070円
1,430円

[一覧に戻る](#)

税抜

金額
5,910円
3,700円
1,300円

産業観光課

○ 運動場 (多治見市運動場の設置及び管理に関する条例)

別表(第10条関係)

現在料金

区分	利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
多治見市北丘運動広場	700円
多治見市市之倉運動広場	700円
多治見市脇之島運動広場	700円
多治見市笠原向島運動広場	700円
多治見市笠原向島テニスコート	710円

⇒

改定案

利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
720円
720円
720円
720円
730円

税抜

利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
650円
650円
650円
650円
660円

文化スポーツ課

○ 原動機付自転車駐車場 (多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例) [一覧に戻る](#)

産業観光課

別表(第9条関係)

料金表

現在料金

区分		単位		金額
定期駐車料金	全日定期	午前0時から	原動機付自転車1台1か月につき	3,000円
		午後12時まで	自動二輪車1台1か月につき	4,000円
普通駐車料金		午前0時から	原動機付自転車1台1回24時間までにつき	200円
		午後12時まで	自動二輪車1台1回24時間までにつき	300円

⇒

改定案	金額
	3,060円
	4,070円
	210円
	310円

税抜

金額
2,780円
3,700円
190円
280円

○ モザイクタイルミュージアム (多治見市モザイクタイルミュージアムの設置及び管理に関する条例) [一覧に戻る](#)

産業観光課

別表第1(第7条関係)

現在料金

区分	観覧料		特別展示
	常設展示		
	高校生以下	一般	
個人	無料	300円	常設展示に係る観覧料の5倍に相当する額
団体(20人以上)	無料	250円	
年間パスポート	—	1,000円	

⇒

改定案			特別展示
観覧料			
常設展示			
高校生以下	一般	常設展示に係る観覧料の5倍に相当する額	
無料	310円		
無料	250円		
—	1,020円		

税抜

観覧料		
常設展示		特別展示
高校生以下	一般	
無料	280円	常設展示に係る観覧料の5倍に相当
無料	230円	
—	930円	

別表第2(第12条、第16条関係)

現在料金

区分	利用料金		冷暖房設備利用料金(1時間までごとに)
	利用料金(毎正時から始まる1時間ごとの区分につき)	日額	
研修工作室	300円		200円
ギャラリースペース		8,000円	200円

⇒

改定案		
利用料金		
利用料金(毎正時から始まる1時間ごとの区分につき)	日額	冷暖房設備利用料金(1時間までごとに)
310円		210円
	8,150円	210円

税抜

利用料金		
利用料金(毎正時から始まる1時間ごとの区分につき)	日額	冷暖房設備利用料金(1時間までごとに)
280円		190円
	7,410円	190円

その他の利用料金

○ 多治見駅北広場（多治見市多治見駅北広場の設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

緑化公園課

別表第1（第7条、第13条関係）

現在料金

区域		単位	利用料金
全面			6,000円
テラス1	区画1	午前6時から始まる1時間ごとの区分	100円
	区画2		100円
イベント広場 上段	全面		3,600円
	区画(15㎡ まで)		100円
イベント広場下段			1,100円
小広場			200円

⇒

改定案

単位	利用料金
	6,120円
	100円
午前6時から始まる1時間ごとの区分	100円
	3,660円
	100円
	1,120円
	210円

税抜

単位	利用料金
	5,560円
	90円
午前6時から始まる1時間ごとの区分	90円
	3,330円
	90円
	1,020円
	190円

○ 駐車場（多治見市駐車場条例）

[一覧に戻る](#)

産業観光課

別表第1（第6条関係）

豊岡駐車場

現在料金

区分		単位	金額
普通駐車料金	午前0時から午後12時まで	駐車時間が7時間までの場合 1台30分までごとにつき	80円
		駐車時間が7時間を超え24時間までの場合 1台	1,200円
		駐車時間が24時間を超える場合は、上記2項の例により24時間までごとに算定した額の合計額とする。	
定期駐車料金	全日定期	午前0時から午後12時まで(2階及び3階に限る。)	10,000円
	昼間定期	午前7時から午後9時まで 2階及び3階	1台1か月につき 7,500円
		4階	6,500円
夜間定期	午後8時から午前8時まで	4,000円	

⇒

改定案

単位	金額
駐車時間が7時間までの場合 1台30分までごとにつき	80円
駐車時間が7時間を超え24時間までの場合 1台	1,220円
駐車時間が24時間を超える場合は、上記2項の例により24時間までごとに算定した額の合計額とする。	
1台1か月につき	10,190円
	7,630円
	6,620円
	4,070円

税抜

単位	金額
駐車時間が7時間までの場合 1台30分までごとにつき	74円
駐車時間が7時間を超え24時間までの場合 1台	1,110円
駐車時間が24時間を超える場合は、上記2項の例により24時間までごとに算定した額の合計額とする。	
1台1か月につき	9,260円
	6,940円
	6,020円
	3,700円

別表第2(第6条関係)

駅南ロータリー駐車場、駅北ロータリー駐車場

現在料金

区分		単位	金額
普通駐車料金	午前6時から午後12時まで	30分間	無料
		30分間を超えるときは、その超える時間30分までごとに、1台につき	200円
	午前0時から午前6時まで		無料

⇒

改定案

単位	金額
30分間	無料
30分間を超えるときは、その超える時間30分までごとに、1台につき	210円
	無料

税抜

単位	金額
30分間	無料
30分間を超えるときは、その超える時間30分までごとに、1台につき	190円
	無料

別表第4(第6条関係)

駅北立体駐車場

現在料金

区分		単位	金額
普通駐車料金	午前0時から午後12時まで	駐車時間が6時間までの場合 1台30分までごとに つき	100円
		駐車時間が6時間を超え24時間までの場合 1台	1,200円
		駐車時間が24時間を超える場合は、上記2項の例により24時間までごとに算定した額の合計額とする。	
定期駐車料金	全日定期	午前0時から午後12時まで 1台1か月につき	12,000円

⇒

改定案

単位	金額
駐車時間が6時間までの場合 1台30分までごとに	100円
駐車時間が6時間を超え24時間までの場合 1台	1,220円
駐車時間が24時間を超える場合は、上記2項の例により24時間までごとに算定した額の合計額とする。	
1台1か月につき	12,220円

税抜

単位	金額
駐車時間が6時間までの場合 1台30分までごとに につき	90円
駐車時間が6時間を超え24時間までの場合 1台	1,110円
駐車時間が24時間を超える場合は、上記2項の例により24時間までごとに算定した額の合計額とする。	
1台1か月につき	11,110円

○ 文化会館（多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

別表第1(第16条関係)

1 ホール・展示室等

現在料金

時間区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	午前9時から 午後4時30分 まで	午後1時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	延長1時間ま でごとに
大ホール	平日	13,500円	20,250円	33,750円	33,750円	54,000円	67,500円	6,700円
	土、日、休日	17,550円	27,000円	44,550円	44,550円	71,550円	89,100円	8,860円
小ホール	平日	4,320円	7,200円	11,520円	11,520円	18,720円	23,040円	2,270円
	土、日、休日	5,760円	8,640円	14,400円	14,400円	23,040円	28,800円	2,810円
展示室A	平日	2,700円	2,700円	2,700円	5,400円	5,400円	8,100円	860円
	土、日、休日	3,780円	3,780円	3,780円	7,560円	7,560円	11,340円	1,300円
展示室B		1,570円	1,570円	1,570円	3,130円	3,130円	4,700円	520円
楽屋	1	2,160円	2,810円	2,810円	4,970円	5,620円	7,780円	760円
	2	2,160円	2,810円	2,810円	4,970円	5,620円	7,780円	760円
	3	1,350円	2,160円	2,160円	3,510円	4,320円	5,670円	540円
	4	1,350円	2,160円	2,160円	3,510円	4,320円	5,670円	540円
	5	1,350円	2,160円	2,160円	3,510円	4,320円	5,670円	540円
	6	1,620円	3,240円	3,240円	4,860円	6,480円	8,100円	860円
主催者控室		1,350円	2,160円	2,160円	3,510円	4,320円	5,670円	540円
リハーサル室		2,160円	2,810円	2,810円	4,970円	5,620円	7,780円	760円

改定案

↓

大ホール	平日	13,750円	20,630円	34,380円	34,380円	55,000円	68,750円	6,820円
	土、日、休日	17,880円	27,500円	45,380円	45,380円	72,880円	90,750円	9,020円
小ホール	平日	4,400円	7,330円	11,730円	11,730円	19,070円	23,470円	2,310円
	土、日、休日	5,870円	8,800円	14,670円	14,670円	23,470円	29,330円	2,860円
展示室A	平日	2,750円	2,750円	2,750円	5,500円	5,500円	8,250円	880円
	土、日、休日	3,850円	3,850円	3,850円	7,700円	7,700円	11,550円	1,320円
展示室B		1,600円	1,600円	1,600円	3,190円	3,190円	4,790円	530円
楽屋	1	2,200円	2,860円	2,860円	5,060円	5,720円	7,920円	770円
	2	2,200円	2,860円	2,860円	5,060円	5,720円	7,920円	770円
	3	1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
	4	1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
	5	1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
	6	1,650円	3,300円	3,300円	4,950円	6,600円	8,250円	880円
主催者控室		1,380円	2,200円	2,200円	3,580円	4,400円	5,780円	550円
リハーサル室		2,200円	2,860円	2,860円	5,060円	5,720円	7,920円	770円

税抜

大ホール	平日	12,500円	18,750円	31,250円	31,250円	50,000円	62,500円	6,200円
	土、日、休日	16,250円	25,000円	41,250円	41,250円	66,250円	82,500円	8,200円
小ホール	平日	4,000円	6,667円	10,667円	10,667円	17,333円	21,333円	2,100円
	土、日、休日	5,333円	8,000円	13,333円	13,333円	21,333円	26,667円	2,600円
展示室A	平日	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	7,500円	800円
	土、日、休日	3,500円	3,500円	3,500円	7,000円	7,000円	10,500円	1,200円
展示室B		1,450円	1,450円	1,450円	2,900円	2,900円	4,350円	483円
楽屋	1	2,000円	2,600円	2,600円	4,600円	5,200円	7,200円	700円
	2	2,000円	2,600円	2,600円	4,600円	5,200円	7,200円	700円
	3	1,250円	2,000円	2,000円	3,250円	4,000円	5,250円	500円
	4	1,250円	2,000円	2,000円	3,250円	4,000円	5,250円	500円
	5	1,250円	2,000円	2,000円	3,250円	4,000円	5,250円	500円
	6	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	800円
主催者控室		1,250円	2,000円	2,000円	3,250円	4,000円	5,250円	500円
リハーサル室		2,000円	2,600円	2,600円	4,600円	5,200円	7,200円	700円

冷暖房利用料金

※楽屋1～5等については、別途見直し予定

現在料金

大ホール (リハーサル室を同時に利用する場合は、リハーサル室の冷暖房利用料金を含む。)	6,070円	小ホール (楽屋6又はリハーサル室を同時に利用する場合は、楽屋6又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。)	1,750円
展示室A	720円	展示室B	410円
楽屋6	210円	リハーサル室	410円

⇒

改定案

大ホール (リハーサル室を同時に利用する場合は、リハーサル室の冷暖房利用料金を含む。)	6,180円	小ホール (楽屋6又はリハーサル室を同時に利用する場合は、楽屋6又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。)	1,780円
展示室A	740円	展示室B	420円
楽屋6	210円	リハーサル室	420円

5 利用者が浴室又はシャワー室を利用する場合は、1時間(1時間未満の端数を生じたときは、1時間に切り上げる。)ごとに次の額を加算する。

現在料金

浴室	310円	シャワー室	310円
----	------	-------	------

⇒

改定案

浴室	320円	シャワー室	320円
----	------	-------	------

2 会議室等

現在料金

利用区分	単位	利用料金
大会議室	午前9時から始まる1時間	1,190円
練習室	1	540円
	2	540円
	3	430円
	4	920円
和室	らの1時間30分の区分	430円

⇒

改定案

利用料金
1,210円
550円
550円
440円
940円
440円

税抜

大ホール (リハーサル室を同時に利用する場合は、リハーサル室の冷暖房利用料金を含む。)	5,620円	小ホール (楽屋6又はリハーサル室を同時に利用する場合は、楽屋6又はリハーサル室の冷暖房利用料金を含む。)	1,620円
展示室A	670円	展示室B	380円
楽屋6	190円	リハーサル室	380円

税抜

浴室	290円	シャワー室	290円
----	------	-------	------

税抜

利用料
1,100円
500円
500円
400円
850円
400円

3 利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間(1時間未満の端数を生じたときは、1時間に切り上げる。)ごとに次の額を加算する。

現在料金	
大会議室	720
練習室(各室)	410
和室	410

⇒

改定案	
	740
	420
	420

税抜	
	670
	380
	380

別表第2(第16条関係)	
附属設備利用料金	1件につき6,690円以内 で市長が別に定める額

⇒

改定案	
	1件につき6,810円以内 で市長が別に定める額

税抜	
	1件につき6,190円以内 で市長が別に定める額

・ 多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則

附属設備利用料金

現在料金

名称	単位	利用料金		備考
		大ホール	小ホール	
舞台設備				
オーケストラピット	1式	5,350円	—	
オーケストラひな壇	1式	6,690円	2,680円	せりを含む。
	1基	2,680円	—	
所作台	1式	4,680円	2,010円	
	1式	670円	—	
平台	1台	130円	130円	
	1式	1,340円	1,340円	
竹羽目	1式	2,680円	2,680円	
	1双	1,340円	1,340円	
銀屏風	1双	1,340円	1,340円	
	1枚	400円	400円	
長布団	1枚	270円	270円	
	1枚	270円	270円	
地がすり	1枚	1,340円	1,340円	
	1式	1,340円	1,340円	
浅黄幕	1式	1,340円	—	
	1式	670円	—	
雪かご	1式	800円	800円	
	1式	670円	—	
演台	1台	670円	540円	
	1台	270円	130円	
司会者台	1台	270円	270円	
	1式	5,350円	1,340円	天板照明を含む。
大太鼓	1式	670円	540円	
	1台	270円	270円	

⇒

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

改定案

	利用料金	
	大ホール	小ホール
	5,450円	—
	6,810円	2,730円
	2,730円	—
	4,760円	2,050円
	680円	—
	130円	130円
	1,360円	1,360円
	2,730円	2,730円
	1,360円	1,360円
	1,360円	1,360円
	410円	410円
	280円	280円
	280円	280円
	1,360円	1,360円
	1,360円	1,360円
	1,360円	—
	680円	—
	810円	810円
	680円	—
	680円	550円
	280円	130円
	280円	280円
	5,450円	1,360円
	680円	550円
	280円	280円

税抜

	利用料金	
	大ホール	小ホール
	4,950円	—
	6,190円	2,480円
	2,480円	—
	4,330円	1,860円
	620円	—
	120円	120円
	1,240円	1,240円
	2,480円	2,480円
	1,240円	1,240円
	1,240円	1,240円
	370円	370円
	250円	250円
	250円	250円
	1,240円	1,240円
	1,240円	1,240円
	1,240円	—
	620円	—
	740円	740円
	620円	—
	620円	500円
	250円	120円
	250円	250円
	4,950円	1,240円
	620円	500円
	250円	250円

指揮者譜面台	1台	270円	270円		280円	280円	250円	250円	
	1台	270円	270円		280円	280円	250円	250円	
映写機	1式	6,690円	2,680円	スクリーンを 含む。	6,810円	2,730円	6,190円	2,480円	
	1式	2,680円	1,340円		2,730円	1,360円	2,480円	1,240円	
ピアノ 日本製	1台	3,090円	—	調律料別	3,150円	—	2,860円	—	
	1台	4,110円	4,110円		4,190円	4,190円	3,810円	3,810円	
スライドプロジェクター	1台	2,680円	2,010円	スクリーンを 含む。	2,730円	2,050円	2,480円	1,860円	
	1台	2,680円	2,010円		2,730円	2,050円	2,480円	1,860円	
舞台照明									
ボーダーライト	1列	1,200円	670円	90個	1,220円	680円	1,110円	620円	
サスペンションライト	1列	1,340円	670円	24個	1,360円	680円	1,240円	620円	
アッパーホリゾンライト	1列	2,410円	670円	80個	2,450円	680円	2,230円	620円	
フロントサイドライト	1台	210円	210円		210円	210円	190円	190円	
フロントサイドライト	1式	4,420円	3,080円	24個	4,500円	3,140円	4,090円	2,850円	
客席バトンライト	1列	2,680円	—	24個	2,730円	—	2,480円	—	
シーリングライト	1式	4,010円	2,010円	30個	4,080円	2,050円	3,710円	1,860円	
フットライト	1列	940円	400円	108個	960円	410円	870円	370円	
花道フットライト	1列	400円	270円	32個	410円	280円	370円	250円	
ロアーホリゾンライト	1列	1,340円	670円	80個	1,360円	680円	1,240円	620円	
トーマタルライト	1台	210円	—		210円	—	190円	—	
トーマタルライト	1式	2,940円	—	16個	2,990円	—	2,720円	—	
シーリングピンスポット	1式	670円	—	1kw 1個	680円	—	620円	—	
センターピンスポット	1式	1,340円	—	2kw 2個	1,360円	—	1,240円	—	
センターピンスポット	1式	—	670円	0.5kw 2個	—	680円	—	620円	
スポットライト 1kw	1組	400円	400円	スタンド付	410円	410円	370円	370円	
スポットライト 1.5kw	1組	400円	400円	スタンド付	410円	410円	370円	370円	
スポットライト 0.5kw	1組	270円	270円	スタンド付	280円	280円	250円	250円	
フットスポットライト	1台	270円	270円	0.5kw 2個	280円	280円	250円	250円	
ストリップライト	1台	400円	400円	8灯	410円	410円	370円	370円	
ストリップライト	1台	210円	210円	4灯	210円	210円	190円	190円	
エフェクトライト 1kw	1台	540円	540円		550円	550円	500円	500円	
エフェクトライト 0.75kw	1台	400円	400円		410円	410円	370円	370円	
エフェクトライト 0.5kw	1台	270円	270円		280円	280円	250円	250円	
カラーチェンジャー	1式	1,030円	1,030円		1,050円	1,050円	950円	950円	
ドラムマシン	1台	800円	800円	1kw	810円	810円	740円	740円	
効果用マシン	1台	800円	800円		810円	810円	740円	740円	
ミラーボール	1台	800円	800円		810円	810円	740円	740円	
先玉	1本	270円	270円	元玉を含む	280円	280円	250円	250円	
種板	1枚	130円	130円		130円	130円	120円	120円	
ハイスタンド	1台	270円	270円		280円	280円	250円	250円	
パイプスタンド	1台	130円	130円		130円	130円	120円	120円	
平置ベース	1台	130円	130円		130円	130円	120円	120円	
サブ調光卓	1台	4,320円	—		4,400円	—	4,000円	—	
持込器具	1kw	270円	270円		280円	280円	250円	250円	

舞台音響				
拡声装置	1式	2,680円	2,680円	マイク2本付
ワイヤレス装置	1式	1,070円	1,070円	
	1台	2,010円	1,340円	
はね返りスピーカー	1台	670円	670円	
	1台	1,070円	1,070円	
オープン式テープレコーダー	1台	670円	670円	
	1台	400円	400円	
サブミキサー	1台	2,010円	—	
	1台	1,340円	1,340円	
コンデンサー型マイクロホン	1台	670円	670円	
	1台	670円	670円	
ワイヤレス型マイクロホン	1ch	670円	670円	
	1基	1,070円	1,070円	
3点つりマイク	1式	1,340円	—	
	1台	270円	270円	
床上型マイクスタンド	1台	130円	130円	
	1台	130円	130円	
その他の設備				
ピアノ	1台		440円	練習室用

	2,730円	2,730円		
	1,090円	1,090円		
	2,050円	1,360円		
	680円	680円		
	1,090円	1,090円		
	680円	680円		
	410円	410円		
	2,050円	—		
	1,360円	1,360円		
	680円	680円		
	680円	680円		
	1,090円	1,090円		
	1,360円	—		
	280円	280円		
	130円	130円		
	130円	130円		
			450円	

	2,480円	2,480円		
	990円	990円		
	1,860円	1,240円		
	620円	620円		
	990円	990円		
	620円	620円		
	370円	370円		
	1,860円	—		
	1,240円	1,240円		
	620円	620円		
	620円	620円		
	990円	990円		
	1,240円	—		
	250円	250円		
	120円	120円		
	120円	120円		
				410円

備考

1 附属設備の利用料金は、1単位につき、「午前9時から正午まで」、「午後1時から午後4時30分まで」、「午後5時30分から午後9時30分まで」を1区分とし、「午前9時から午後4時30分まで」又は「午後1時から午後9時30分まで」にあつては2倍の額、「午前9時から午後9時30分まで」にあつては3倍の額とする。ただし、練習室用ピアノについては、1単位につき1時間を1区分とする。

2 利用時間の延長又は繰上げに係る利用料金は、1時間(1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。)につき、1単位の利用料金の3割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、練習室用ピアノには適用しない。

○ 学習館（多治見市学習館の設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

別表第1(第8条関係)

1 多目的ホール、1階ギャラリー

現在料金

	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	延長1時間までごとに
多目的ホール	3780円	5720円	8100円	17600円	1620円
1階ギャラリー	1300円	1730円	1300円	4320円	430円

備考 多目的ホールの利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに820円を加算する。

改定案

↓

多目的ホール	3850円	5830円	8250円	17930円	1650円
1階ギャラリー	1320円	1760円	1320円	4400円	440円

備考 多目的ホールの利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに840円を加算する。

税抜

多目的ホール	3500円	5300円	7500円	16300円	1500円
1階ギャラリー	1200円	1600円	1200円	4000円	400円

備考

4 多目的ホールの利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに760円を加算する。

2 学習室等

現在料金

区分	利用料金(午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき)	冷暖房設備利用料金(1時間までごとに)
学習室101	430円	100円
学習室401	430円	100円
学習室402	490円	100円
学習室403	430円	100円
学習室501	860円	210円
学習室502	650円	210円
学習室503	430円	100円
学習室504	430円	100円
学習室505	430円	100円
学習室506	430円	100円
視聴覚室	920円	210円
美術室	760円	210円
工作室	540円	210円
音楽室	540円	210円
和室	860円	210円
陶芸室	320円	100円

⇒

改定案

区分	利用料金(午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき)	冷暖房設備利用料金(1時間までごとに)
学習室101	440円	100円
学習室401	440円	100円
学習室402	500円	100円
学習室403	440円	100円
学習室501	880円	210円
学習室502	660円	210円
学習室503	440円	100円
学習室504	440円	100円
学習室505	440円	100円
学習室506	440円	100円
視聴覚室	940円	210円
美術室	770円	210円
工作室	550円	210円
音楽室	550円	210円
和室	880円	210円
陶芸室	330円	100円

税抜

区分	利用料金(午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき)	冷暖房設備利用料金(1時間までごとに)
学習室101	400円	95円
学習室401	400円	95円
学習室402	450円	95円
学習室403	400円	95円
学習室501	800円	190円
学習室502	600円	190円
学習室503	400円	95円
学習室504	400円	95円
学習室505	400円	95円
学習室506	400円	95円
視聴覚室	850円	190円
美術室	700円	190円
工作室	500円	190円
音楽室	500円	190円
和室	800円	190円
陶芸室	300円	95円

別表第2(第8条関係)

附属設備利用料金	1件につき5,000円以内で市長が別に定める額
----------	-------------------------

⇒

改定案

1件につき5,090円以内で市長が別に定める額

税抜

1件につき4,630円以内で市長が別に定める額

別表第5(第24条関係)

区分	単位	金額
駐車料金	30分まで1台	100円

⇒

改定案

金額
100円

税抜

金額
95円

別表第6(第25条関係)

区分	単位	金額
回数利用券料金	100円券11枚	1,000円

⇒

改定案

金額
1,000円

・ 多治見市学習館の設置及び管理に関する条例施行規則

現行料金

名称等	単位	利用料金	備考
映像・音響装置	多目的ホール	1式	3,080円
	学習室501	1式	510円
	学習室502	1式	510円
	視聴覚室	1式	510円
ピアノ	多目的ホール	1台	3,080円

[一覧に戻る](#)

⇒

改定案

利用料金
3,140円
520円
520円
520円
3,140円

文化スポーツ課

税抜

利用料
2850円
470円
470円
470円
2850円

○ 産業文化センター（多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

産業観光課

別表第1（第14条関係）

1 大ホール等

現在料金

区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分 まで	延長1時間 までごとに
大ホール	平日	5,400円	7,130円	10,690円	23,220円	2,380円
	土、日、休日	7,020円	9,290円	14,040円	30,350円	3,130円
イベントブ ラザ	平日	3,290円	4,370円	6,530円	14,200円	1,460円
	土、日、休日	4,210円	5,620円	8,860円	18,680円	1,840円
主催者事務室		1,130円	1,570円	2,270円	4,970円	520円

4 利用者が大ホールの冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに2,160円を加算する。

改定案

↓

大ホール	平日	5,500円	7,260円	10,890円	23,650円	2,420円
	土、日、休日	7,150円	9,460円	14,300円	30,910円	3,190円
イベントブ ラザ	平日	3,360円	4,460円	6,660円	14,470円	1,490円
	土、日、休日	4,290円	5,720円	9,020円	19,030円	1,870円
主催者事務室		1,160円	1,600円	2,310円	5,060円	530円

4 利用者が大ホールの冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに2,200円を加算する。

税抜

大ホール	平日	5,000円	6,600円	9,900円	21,500円	2,200円
	土、日、休日	6,500円	8,600円	13,000円	28,100円	2,900円
イベントブ ラザ	平日	3,050円	4,050円	6,050円	13,150円	1,350円
	土、日、休日	3,900円	5,200円	8,200円	17,300円	1,700円
主催者事務室		1,050円	1,450円	2,100円	4,600円	480円

4 利用者が大ホールの冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに2,000円を加算する。

2 会議室等

現在料金

区分	単位	利用料金
大会議室	午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から の1時間30分の区分	1,300円
中会議室		860円
小会議室(1室につき)		650円
特別会議室		860円
和室		650円
ミーティングルーム		430円

⇒

改定案

利用料金
1,320円
880円
660円
880円
660円
440円

税抜

利用料金
1200円
800円
600円
800円
600円
400円

3 利用者が冷暖房設備を利用する場合は、1時間までごとに次の額を加算する。

現在料金

大会議室 310円	特別会議室 210円
中会議室 310円	和室 100円
小会議室(1基につき) 210円	ミーティングルーム 100円

⇒

改定案

大会議室 310円	特別会議室 210円
中会議室 310円	和室 100円
小会議室(1基につき) 210円	ミーティングルーム 100円

税抜

大会議室 285円	特別会議室 190円
中会議室 285円	和室 95円
小会議室(1基につき) 190円	ミーティングルーム 95円

別表第2(第14条関係)

附属設備 利用料金	1件につき5,000円以内で市長が別に定める額
--------------	-------------------------

⇒

改定案

附属設備 利用料金	1件につき5,090円以内で市長が別に定める額
--------------	-------------------------

税抜

附属設備 利用料金	1件につき4,630円以内で市長が別に定める額
--------------	-------------------------

別表第3(第23条関係)

起業支援ルーム使用料

現在料金

区分	単位	使用料
最初の使用許可に係る使用許可期間の開始の日の属する月から起算して36月を経過するまで	1平方メートル	1,200円
最初の使用許可に係る使用許可期間の開始の日の属する月から起算して36月を経過した後		2,580円

⇒

改定案

使用料
1,220円
2,630円

税抜

使用料
1,110円
2,390円

別表第4(第25条関係)

※ 非課税のため、値上げなし

単位	保証金	⇒	保証金
1平方メートル	8,000円		8,000円

別表第5(第30条関係)

※ 切り捨てのため値上げなし

区分	単位	金額
駐車料金	最初の1時間まで1台	無料
	1時間を超えるときは、その超える時間	100円

⇒

改定案

金額
無料
100円

税抜

金額
無料
95円

別表第6(第31条関係)

区分	単位	金額
回数利用券料金	100円券11枚	1,000円

⇒

改定案

金額
1,000円

※ 駐車料金が1時間100円で切り捨てのため、これも据え置きとする

・多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則

[一覧に戻る](#)

産業観光課

現在料金

種類	名称等		利用料金			備考
			単位	条例別表1 2会議室等 1時間単位	条例別表1 1大ホール等 1区分単位	
映像設備	映像装置	大ホール	1式		3,600円	
		大会議室	1式	520円		
		中会議室	1式	360円		
		小会議室	1式	260円		
		イベントプラザ	1式		2,570円	
	16ミリ映写機		1台		1,540円	スクリーンを含む
	スライド映写機		1台	150円	520円	スクリーンを含む
	書画カメラ		1台	360円	1,030円	スクリーンを含む
	ビデオスキャナー		1台	260円	720円	スクリーンを含む
	オーバーヘッドプロジェクター		1台	150円	520円	スクリーンを含む
	ビデオカメラ		1台	360円	1,030円	
	ビデオプロジェクター		1台	520円	1,540円	スクリーンを含む
	実物投影機		1台	150円	520円	スクリーンを含む
音響設備	音響装置	大ホール	1式		1,540円	拡声装置を含む
		大会議室	1式	260円		拡声装置を含む
		中会議室	1式	150円		拡声装置を含む
		小会議室	1式	100円		拡声装置を含む
		イベントプラザ	1式		1,030円	拡声装置を含む
	ピアノ		1台		3,090円	
照明設備	照明装置	大ホール	1式		2,050円	
		イベントプラザ	1式		1,230円	
その他設備	移動ステージ	大ホール	1式		1,030円	
		イベントプラザ	1式		720円	
	展示パネル		1式		2,050円	40枚以上
			1枚		50円	
	展示台		1式		2,570円	13台以上
			1台		210円	
	白布		1枚		310円	
	カラオケセット		1式		3,090円	

改定案

	3,660円
530円	
360円	
260円	
	2,620円
	1,570円
150円	530円
360円	1,050円
260円	740円
150円	530円
⇒ 360円	1,050円
530円	1,570円
150円	530円
	1,570円
	260円
	150円
	100円
	1,050円
	3,150円
	2,090円
	1,250円
	1,050円
	740円
	2,090円
	50円
	2,620円
	210円
	320円
	3,150円

税抜

	円	3,330円
	480円	円
	330円	円
	240円	円
		円
	円	2,380円
	円	1,430円
	140円	480円
	330円	950円
	240円	670円
	140円	480円
	330円	950円
	480円	1,430円
	140円	480円
		円
	240円	円
	140円	円
	95円	円
	円	950円
	円	2,860円
	円	1,900円
	円	1,140円
	円	950円
	円	670円
		1,900円
		50円
		2,380円
		190円
		290円
		2,860円

○ 三の倉市民の里 (多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例)

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

別表第1(第12条関係)

1 宿泊研修センター

現在料金

区分		定員	金額	冷暖房利用料金
宿泊料	宿泊室A	1室1泊	13人	8,640円
	宿泊室B		14人	9,720円
	宿泊室C		7人	5,400円
	宿泊室D		36人	21,600円
専用利用料金	会議室	1時間までごとに	370円	210円

改定案

金額	冷暖房利用料金
8,800円	
9,900円	
5,500円	
22,000円	
370円	210円

税抜

金額	冷暖房利用料金
8,000円	
9,000円	
5,000円	
20,000円	
340円	190円

⇒

2 ログハウス

現在料金

区分	定員	宿泊料	
ログハウスA	1室1泊	7人	5,400円
ログハウスB		12人	8,640円
ログハウスC		15人	9,720円

改定案

定員	宿泊料
7人	5,500円
12人	8,800円
15人	9,900円

税抜

定員	宿泊料
7人	5,000円
12人	8,000円
15人	9,000円

⇒

3 体験学習棟

現在料金

区分	専用利用料金	冷暖房利用料金	
研修室A	1時間までごとに	430円	210円
研修室B		430円	210円

改定案

専用利用料金	冷暖房利用料金
440円	210円
440円	210円

税抜

専用利用料金	冷暖房利用料金
400円	190円
400円	190円

⇒

4 テニスコート

現在料金

区分	専用利用料金	
1時間までごとに	コート1面	510円

改定案

専用利用料金
520円

税抜

専用利用料金
470円

⇒

5 キャンプ場

現在料金

区分	利用料金	
キャンプ場	1団体1回	2,380円

改定案

区分	利用料金	
キャンプ場	1団体1回	2,420円

税抜

区分	利用料金	
キャンプ場	1団体1回	2,200円

⇒

6 グラウンド

現在料金

区分	専用利用料金
1時間までごとに	290円

⇒

改定案

専用利用料金
300円

税抜

専用利用料金
270円

別表第2(第12条関係)

現在料金

区分	専用利用料金	冷暖房利用料金
宿泊室A	270円	150円
宿泊室B	270円	150円
宿泊室C	270円	150円
宿泊室D	710円	410円
ミーティングルーム	260円	150円
ログハウスA	260円	150円
ログハウスB	390円	210円
ログハウスC	390円	210円

⇒

改定案

専用利用料金	冷暖房利用料金
280円	150円
280円	150円
280円	150円
730円	420円
260円	150円
260円	150円
400円	210円
400円	210円

税抜

専用利用料金	冷暖房利用料金
250円	140円
250円	140円
250円	140円
660円	380円
240円	140円
240円	140円
360円	190円
360円	190円

別表第3(第12条関係)

附属設備利用料金	1件につき5,000円以内で市長が別に定める額
----------	-------------------------

⇒

改定案

1件につき5,090円以内で市長が別に定める額

税抜

1件につき4,630円以内で市長が別に定める額

・ 多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例施行規則

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

附属設備利用料金

現在料金

区分	利用料金(円)
テント 1張り	770円
炊事セット 1式	1,030円
飯ごうセット 1式	510円
ナタ 1本	210円
ダッチオーブン 1個	310円
ノコギリ 1本	210円
もちつきセット 1式	510円
蒸籠セット 1式	510円
プロジェクターセット 1式	510円

⇒

改定案

利用料金(円)
780円
1,050円
520円
210円
320円
210円
520円
520円
520円

税抜

利用料金(円)
710円
950円
470円
190円
290円
190円
470円
470円
470円

○ 体育館（多治見市体育館の設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

1 多治見市総合体育館 ※第1競技場の空調設備利用料金について、改正する必要有(5,830円→5,940円)

(1) 専用利用料金(その1) 現在料金

利用区分		時間区分		午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	
競技場	第1競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツに利用	一般	970円	1,620円	2,160円	2,810円
			高校生以下	540円	860円	1,080円	1,400円	
		スポーツ以外に利用	一般	2,920円	4,860円	6,480円	8,420円	
			アマチュアスポーツに利用	2,920円	4,860円	6,480円	8,420円	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用	9,720円	16,200円	21,600円	28,080円		
		アマチュアスポーツ以外に利用	9,720円	16,200円	21,600円	28,080円		
	第2競技場	スポーツに利用	一般	360円	590円	940円	940円	
第3競技場	スポーツに利用	高校生以下	240円	350円	470円	470円		
第4競技場	スポーツ以外に利用	一般	1,070円	1,770円	2,820円	2,820円		
役員室			一般	220円	320円	320円	320円	
			高校生以下	110円	220円	220円	220円	
幼児体育室			一般	220円	320円	540円	540円	

備考
2 役員室又は幼児体育室の冷暖房設備を利用する場合は、冷暖房利用料金として1時間までごとに210円を加算する。

改定案

午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分
990円	1,650円	2,200円	2,860円
550円	880円	1,100円	1,430円
2,970円	4,950円	6,600円	8,580円
2,970円	4,950円	6,600円	8,580円
9,900円	16,500円	22,000円	28,600円
360円	600円	960円	960円
240円	360円	480円	480円
1,090円	1,800円	2,870円	2,870円
220円	330円	330円	330円
110円	220円	220円	220円
220円	330円	550円	550円

2 役員室又は幼児体育室の冷暖房設備を利用する場合は、冷暖房利用料金として1時間までごとに210円を加算する。

税抜

午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分
900円	1,500円	2,000円	2,600円
500円	800円	1,000円	1,300円
2,700円	4,500円	6,000円	7,800円
2,700円	4,500円	6,000円	7,800円
9,000円	15,000円	20,000円	26,000円
330円	545円	870円	870円
220円	327円	435円	435円
990円	1,635円	2,610円	2,610円
200円	300円	300円	300円
100円	200円	200円	200円
200円	300円	500円	500円

2 役員室又は幼児体育室の冷暖房設備を利用する場合は、冷暖房利用料金として1時間までごとに190円を加算する。

(2) 専用利用料金(その2) 現在料金

利用区分	時間区分	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	冷暖房利用料金(1時間までごとに)
卓球室	一般	360円	590円	710円	310円
	高校生以下	240円	400円	480円	
研修室		220円	320円	320円	210円
会議室		260円	390円	390円	310円
ミーティング室		260円	430円	520円	310円
和室	1	260円	430円	520円	310円
	2	240円	240円	360円	210円

⇒

改定案

利用区分	時間区分	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	冷暖房利用料金(1時間までごとに)
卓球室	一般	360円	610円	730円	320円
	高校生以下	240円	400円	480円	
研修室		220円	330円	330円	210円
会議室		260円	400円	400円	320円
ミーティング室		260円	440円	530円	320円
和室	1	260円	440円	530円	320円
	2	240円	240円	360円	210円

税抜

利用区分	時間区分	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	冷暖房利用料金(1時間までごとに)
卓球室	一般	330円	550円	660円	290円
	高校生以下	220円	367円	440円	
研修室		200円	300円	300円	190円
会議室		240円	360円	360円	290円
ミーティング室		240円	400円	480円	290円
和室	1	240円	400円	480円	290円
	2	220円	220円	330円	190円

(3) 個人利用料金

現在料金

区分		個人利用(1人1回)	回数券(12回分)
競技場・卓球室	一般	110円	—
幼児体育室	高校生以下 (乳幼児を除く。)	50円	—
トレーニング室		220円	2,200円

⇒

改定案

区分		個人利用(1人1回)	回数券(12回分)
		110円	—
		50円	—
		220円	2,200円

税抜

区分		個人利用(1人1回)	回数券(12回分)
		100円	—
		50円	—
		200円	2,000円

2 多治見市笠原体育館

(1) 専用利用料金

現在料金

時間区分		午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分
第1競技場	スポーツに利用する場合	700円	1,190円	1,620円	2,050円
	スポーツ以外に利用する場合	2,110円	3,560円	4,860円	6,160円
第2・第3競技場	スポーツに利用する場合	360円	590円	950円	950円
	スポーツ以外に利用する場合	1,070円	1,780円	2,850円	2,850円

⇒

改定案

時間区分		午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分
第1競技場	スポーツに利用する場合	720円	1,210円	1,650円	2,090円
	スポーツ以外に利用する場合	2,150円	3,630円	4,950円	6,270円
第2・第3競技場	スポーツに利用する場合	360円	610円	970円	970円
	スポーツ以外に利用する場合	1,090円	1,820円	2,900円	2,900円

税抜

時間区分		午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	午後5時から午後6時までの区分及び午後6時から午後7時までの区分	午後7時から午後8時までの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分
第1競技場	スポーツに利用する場合	650円	1,100円	1,500円	1,900円
	スポーツ以外に利用する場合	1,950円	3,300円	4,500円	5,700円
第2・第3競技場	スポーツに利用する場合	330円	550円	880円	880円
	スポーツ以外に利用する場合	990円	1,650円	2,640円	2,640円

(2) 個人利用料金

現在料金

時間区分		個人(1人1回)	回数券(12回分)
競技場	一般	110円	—
	高校生以下 (乳幼児を除く。)	50円	—
トレーニング室		160円	1,600円

⇒

改定案

時間区分		個人(1人1回)	回数券(12回分)
競技場	一般	110円	—
	高校生以下 (乳幼児を除く。)	50円	—
トレーニング室		170円	1,700円

税抜

時間区分		個人(1人1回)	回数券(12回分)
競技場	一般	100円	—
	高校生以下 (乳幼児を除く。)	50円	—
トレーニング室		150円	1,500円

別表第2(第13条関係)

附属設備利用料金	1件につき520円以内で市長が別に定める額
----------	-----------------------

⇒

改定案

附属設備利用料金	1件につき530円以内で市長が別に定める額
----------	-----------------------

税抜

附属設備利用料金	1件につき480円以内で市長が別に定める額
----------	-----------------------

・ 多治見市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

附属設備利用料金

現在料金

区分	単位	金額
照明設備(第1競技場)	照度400ルクスを超えるとき 1灯	100円
電光掲示板	1基	510円
放送設備	1式	310円
組立観客席	1組	260円

⇒

改定案

金額
100円
520円
320円
260円

税抜

金額
95円
470円
290円
240円

○ 都市公園 (多治見市都市公園条例) [一覧に戻る](#) 緑化公園課・文化スポーツ課

別表第2 (第19条関係) 料金表

1 売店等の占用料 (法第5条第1項の規定により、公園施設を設け、又は管理する場合)

現在料金

施設内容	単位	金額
売店、飲食店、簡易宿泊所、駐車場、自転車預り所その他これらに類する施設	使用する土地 1平方メートル (1日)	20円
	使用する土地 1平方メートル (1月)	200円

改定案

単位	金額
使用する土地 1平方メートル (1日)	20円
使用する土地 1平方メートル (1月)	200円

⇒

←1ヶ月を超える土地の占用であり、消費税は非課税となる。

税抜

単位	金額
使用する土地 1平方メートル (1日)	20円
使用する土地 1平方メートル (1月)	200円

2 電柱等の占用料 (法第6条第1項及び第3項の規定により、都市公園を占用する場合)

現在料金

区分	単位	金額
電柱及びその他のもの(支柱、支線等を含む。)	多治見市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第4号)別表の定めるところによる。	
地下管路、地下線路その他の地下工作物		
変圧塔	1基(1年)	1,100円
工事用施設又は工事用材料置場	使用する土地1平方メートル(1月)	100円

改定案

区分	単位	金額
電柱及びその他のもの(支柱、支線等を含む。)	多治見市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第4号)別表の定めるところによる。	
地下管路、地下線路その他の地下工作物		
変圧塔	1基(1年)	1,100円
工事用施設又は工事用材料置場	使用する土地1平方メートル(1月)	100円

⇒

←1ヶ月を超える土地の占用であり、消費税は非課税となる。

税抜

区分	単位	金額
電柱(支柱、支線等を含む。)	多治見市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第4号)別表の定めるところによる。	
地下管路、地下線路その他の地下工作物		
変圧塔	1基(1年)	1,100円
工事用施設又は工事用材料置場	使用する土地1平方メートル(1月)	95円

3 その他の利用料金 (第12条第1項各号に掲げる行為をする場合)

現在料金

区分	単位	金額
物品の販売その他これに類する行為	1日	20円
	1月	220円
業として行う写真の撮影	1日 (写真機1台)	100円
業として行う映画の撮影	1日	3,080円
展示会、集会その他これらに類する催し	1日	510円

改定案

単位	金額
1日	20円
1月	220円
1日 (写真機1台)	100円
1日	3,140円
1日	520円

⇒

税抜

単位	金額
1日	20円
1月	200円
1日 (写真機1台)	95円
1日	2,850円
1日	470円

4 有料公園施設を利用する場合の利用料金

(1) 多治見市星ヶ台競技場

ア トラック・フィールド

現在料金

利用区分		専用利用料金（午前9時から始まる1時間ごとの区分につ
入場料等を徴収しない場合		4,320円
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用	12,960円
	その他	21,600円

⇒

改定案

4,400円
13,200円
22,000円

税抜

4,000円
12,000円
20,000円

イ 会議室等

現在料金

利用区分	専用利用料金（午前9時から始まる1時間ごとの区分につき）	冷暖房利用料金（1時間までごとに）
会議室	220円	100円
審判控室 1	220円	100円
審判控室 2	220円	100円
記録室	220円	100円
放送室	130円	50円

⇒

改定案

専用利用料金（午前9時から始まる1時間ごとの区分につき）	冷暖房利用料金（1時間までごとに）
220円	100円
220円	100円
220円	100円
220円	100円
130円	50円

税抜

専用利用料金（午前9時から始まる1時間ごとの区分につき）	冷暖房利用料金（1時間までごとに）
200円	95円
200円	95円
200円	95円
200円	95円
120円	50円

ウ 個人利用料金

現在料金

区分	個人利用（1人1回）	回数利用券（12回分）
小中高生	50円	500円
一般	250円	2,500円

⇒

改定案

個人利用（1人1回）	回数利用券（12回分）
50円	500円
250円	2,500円

税抜

個人利用（1人1回）	回数利用券（12回分）
45円	500円
230円	2,300円

(2) 多治見市星ヶ台運動広場

現在料金

利用区分	専用利用料金 (午前6時から始まる 1時間ごとの区分につ き)
入場料等を徴収しない場合	700円
入場料等を徴収する場合	2,100円

改定案

⇒

720円
2,160円

税抜

650円
1,950円

(3) 多治見市旭ヶ丘運動広場

現在料金

利用区分	専用利用料金 (午 前6時から始まる1 時間ごとの区分につ き)	照明利用料 金 (1時間まで ごとに)
A面	700円	1,750円
B面	590円	—

改定案

⇒

専用利用料金 (午前6時から始 まる1時間ごとの 区分につき)	照明利用料 金 (1時間まで ごとに)
720円	1,780円
610円	—

税抜

専用利用料金 (午前6時から始 まる1時間ごとの 区分につき)	照明利用料金 (1時間まで ごとに)
650円	1,620円
550円	—

(4) 多治見市営球場

現在料金

利用区分	専用利用料金 (午前6時から始 まる1時間ごとの 区分につき)	照明利用 料金 (1時間まで ごとに)	
入場料等を徴収しない場合	1,300円	3,910円	
入場料等を徴収 する場合	アマチュアスポ ーツに利用		3,900円
	アマチュアスポ ーツ以外に利用		13,000円

改定案

⇒

専用利用料金 (午前6時から始 まる1時間ごとの 区分につき)	照明利用 料金 (1時間まで ごとに)
1,320円	3,980円
3,960円	
13,200円	

税抜

専用利用料金 (午前6時から始 まる1時間ごとの 区分につき)	照明利用料金 (1時間まで ごとに)
1,200円	3,620円
3,600円	
12,000円	

(5) 多治見市滝呂球場

現在料金

専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
760円

改定案

⇒

専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
770円

税抜

専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
700円

(6) テニスコート

現在料金

利用区分		専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごとに)
1面につき	多治見市星ヶ台テニスコート 第1競技場	710円	410円
	多治見市星ヶ台テニスコート 第2競技場	490円	—
	多治見市脇之島テニスコート	710円	—
	多治見市共栄テニスコート	710円	310円

改定案

専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごとに)
730円	420円
500円	—
730円	—
730円	310円

税抜

専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごとに)
660円	380円
450円	—
660円	—
660円	285円

⇒

(7) 多治見市旭ヶ丘弓道場

ア 専用利用料金

現在料金

専用利用料金	
午前9時から午後5時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分につき	午後5時から午後9時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分につき
970円	1,510円

改定案

990円	1,540円
------	--------

税抜

900円	1,400円
------	--------

⇒

イ 個人利用料金

現在料金

個人利用料金 (1人1回)	回数利用券 (11回分)
110円	1,100円

改定案

110円	1,100円
------	--------

税抜

100円	1,000円
------	--------

⇒

(8) 多治見市笠原梅平運動広場

現在料金

利用区分	専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごとに)
A面	700円	—
B面	700円	2,050円

改定案

専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごとに)
720円	—
720円	2,090円

税抜

専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金 (1時間までごとに)
650円	—
650円	1,900円

⇒

5 附属設備利用料金

現在

附属設備利用料金	1件につき10,300円以内で市長が別に定める額
----------	--------------------------

⇒

改定案

1件につき10,490円以内で市長が別に定める額

税抜

1件につき9,540円以内で市長が別に定める額

・多治見市都市公園条例施行規則
附属設備利用料金

[一覧に戻る](#)

緑化公園課

現在料金

区分	単位	利用料金	
写真判定システム	一式1回	10,290円	
競技用器具		3,090円	
サッカー器具		1,030円	
放送設備		多治見市星ヶ台競技場	1,030円
		多治見市星ヶ台運動広場	510円
		多治見市旭ヶ丘運動広場	510円
		多治見市宮球場	1,030円

⇒

改定案

利用料金
10,480円
3,150円
1,050円
1,050円
520円
520円
1,050円

税抜

利用料金
9,530円
2,860円
950円
950円
470円
470円
950円

○ **総合福祉センター**（多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

福祉課

別表(第10条、第16条関係)

現在料金

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
3階和室1	1時間まで ごとに	490円	100円
3階和室2		490円	100円
3階和室3		490円	100円
3階作業室		490円	100円
3階研修室		490円	100円
4階集会室		360円	100円
4階会議室		360円	100円
4階技能習得室		360円	100円
4階和室1		360円	100円
4階和室2		360円	100円
4階ミー ティング ルーム		360円	100円
4階大会議 室		1940円	410円

改定案

専用使用料	冷暖房使用料
500円	100円
500円	100円
500円	100円
500円	100円
500円	100円
360円	100円
360円	100円
360円	100円
360円	100円
360円	100円
360円	100円
1980円	420円

税抜

専用使用料	冷暖房使用料
450円	95円
450円	95円
450円	95円
450円	95円
450円	95円
330円	95円
330円	95円
330円	95円
330円	95円
330円	95円
330円	95円
1800円	380円

○ **かさはら福祉センター**（多治見市かさはら福祉センターの設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

福祉課

別表(第8条、第13条関係)

現在料金

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
教養娯楽室		490円	100円
研修室		490円	100円
健康相談室		360円	100円
集会室		1190円	100円

改定案

専用使用料	冷暖房使用料
500円	100円
500円	100円
360円	100円
1210円	100円

税抜

専用使用料	冷暖房使用料
450円	95円
450円	95円
330円	95円
1100円	95円

○ **児童館**（多治見市児童館の設置及び管理に関する条例）

[一覧に戻る](#)

子ども支援課

別表(第6条、第8条関係)

現在料金

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
遊戯室	1時間まで ごとに	380円	100円
集会室		220円	100円
調理室		490円	210円

改定案

専用使用料	冷暖房使用料
390円	100円
220円	100円
500円	210円

税抜

専用使用料	冷暖房使用料
350円	95円
200円	95円
450円	190円

目的外使用料

○ サンホーム滝呂 (多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例) [一覧に戻る](#)

高齢福祉課

別表(第10条、第15条関係)

現在料金

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
和室	1時間までごとに	490円	100円

⇒

改定案

専用使用料	冷暖房使用料
500円	100円

税抜

専用使用料	冷暖房使用料
450円	95円

○ ふれあいセンター姫 (多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例) [一覧に戻る](#)

高齢福祉課

別表(第10条、第15条関係)

現在料金

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
和室	1時間までごとに	260円	100円
会議室		260円	100円
多目的工作室		430円	100円

⇒

改定案

専用使用料	冷暖房使用料
260円	100円
260円	100円
440円	100円

税抜

専用使用料	冷暖房使用料
240円	95円
240円	95円
400円	95円

○ 幼稚園 (多治見市幼稚園の設置及び管理に関する条例) [一覧に戻る](#)

子ども支援課

別表(第9条関係)

現在料金

区分	単位	使用料
遊戯室	1時間までごとに	490円
和室		220円
放送設備		100円
ピアノ		100円
暖房設備		100円

⇒

改定案

使用料
500円
220円
100円
100円
100円

使用料
450円
200円
95円
95円
95円

○ 小学校及び中学校 (多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例)

[一覧に戻る](#)

教育総務課

別表(第3条関係)

1 学校の施設に係る使用料

現在料金

施設区分		単位	専用使用料(プールの個人使用については、個人使用料)	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
屋外運動場	15,000平方メートル以上のもの	午前6時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から1時間の区分につき	260円	1,840円	—
	15,000平方メートル未満のもの		130円	860円	—
屋内運動場	体育館・武道場		380円	—	—
	多目的室		350円	—	100円
テニスコート(1面につき)			260円	—	—
教室(1室につき)	普通教室		130円	—	100円
	特別教室 <small>実習等を行う特別教室(音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、美術室、技術室の類)</small>		380円	—	210円 <small>(コンピュータ室については、310円)</small>
			260円	—	—
	多目的研修室(陶都中学校)		810円	—	720円

改定案

施設区分		単位	専用使用料(プールの個人使用については、個人使用料)	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
屋外運動場	15,000平方メートル以上のもの	午前6時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から1時間の区分につき	260円	1,870円	—
	15,000平方メートル未満のもの		130円	880円	—
屋内運動場	体育館・武道場		390円	—	—
	多目的室		350円	—	100円
テニスコート(1面につき)			260円	—	—
教室(1室につき)	普通教室		130円	—	100円
	特別教室 <small>実習等を行う特別教室(音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、美術室、技術室の類)</small>		390円	—	210円 <small>(コンピュータ室については、320円)</small>
			260円	—	—
	多目的研修室(陶都中学校)		830円	—	740円

税抜

施設区分		単位	専用使用料(プールの個人使用については、個人使用料)	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
屋外運動場	15,000平方メートル以上のもの	午前6時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から1時間の区分につき	240円	1,700円	—
	15,000平方メートル未満のもの		120円	800円	—
屋内運動場	体育館・武道場		350円	—	—
	多目的室		320円	—	95円
テニスコート(1面につき)			240円	—	—
教室(1室につき)	普通教室		120円	—	95円
	特別教室 <small>実習等を行う特別教室(音楽室、図画工作室、家庭科室、視聴覚室、コンピュータ室、美術室、技術室の類)</small>		350円	—	190円 <small>(コンピュータ室については、290円)</small>
			240円	—	—
	多目的研修室(陶都中学校)		750円	—	670円

プール	個人使用	幼児、小学生、中学生	教育委員会規則で定める時間内で1人1回につき	無料	—	—
		高校生		110円	—	—
		大人		220円	—	—
	団体による専用使用		教育委員会規則で定める時間内で1団体1回につき	2,160円	—	—

無料	—	—
110円	—	—
220円	—	—
2,200円	—	—

無料	—	—
100円	—	—
200円	—	—
2,000円	—	—

2 学校の設備、備品に係る使用料

現在料金

設備、備品区分	単位	使用料
ピアノ	1台1回につき	520円
放送設備	1式1回につき	520円
焼成窯(電気窯、ガス窯)	1時間までごとに	210円

2 電気焼成窯を使用する場合において、当該窯でガス還元焼成を併せて行うときは、1回につき310円を加算する。

改定案

使用料
530円
530円
210円

⇒

2 電気焼成窯を使用する場合において、当該窯でガス還元焼成を併せて行うときは、1回につき320円を加算する。

税抜

使用料
480円
480円
190円

2 電気焼成窯を使用する場合において、当該窯でガス還元焼成を併せて行うときは、1回につき290円を加算する。

○ 多治見市図書館 (多治見市図書館の設置等に関する条例)

[一覧に戻る](#)

文化スポーツ課

別表(第8条関係)

現在料金

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
研修室	1時間までごとに	490円	210円

⇒

改定案

専用使用料	冷暖房使用料
500円	210円

税抜

専用使用料	冷暖房使用料
450円	190円

○ 行政財産の目的外使用 (多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例) [一覧に戻る](#)

総務課

別表(第2条関係) 土地及び駅北庁舎以外の建物

現在料金

行政財産の種類	使用区分	金額
1 土地	(1) 電柱の類、地下工作物の類その他これらに類するもの	多治見市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第4号)の規定により算出して得た額
2 建物	(1) 事務所等	1平方メートルにつき 1月290円
	(2) 会議室	1平方メートルにつき 1時間5円
	(3) 広告の掲出のためのモニター機器	1台1月につき 6,000円以内で市長が定める額
	(4) 広告の掲出(建物の柱類、壁面等のうち市長が指定する場所)	1平方メートルにつき 1月 15,000円以内で市長が定める額

改定案

金額
多治見市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第4号)の規定により算出して得た額
1平方メートルにつき 1月300円
1平方メートルにつき 1時間5円
1台1月につき 6,120円以内で市長が定める額
1平方メートルにつき 1月 15,280円以内で市長が定める額

⇒

税抜

金額
多治見市道路占用料徴収条例(昭和28年条例第4号)の規定により算出して得た額
1平方メートルにつき 1月270円
1平方メートルにつき 1時間5円
1台1月につき 5,560円以内で市長が定める額
1平方メートルにつき 1月 13,890円以内で市長が定める額

別表第2(第2条関係) 駅北庁舎

行政財産の種類	使用区分	金額
市の事務所のうち市長が規則で定めるもの	(1) 会議室	1時間につき1000円以内で市長が規則で定める額 冷暖房費1時間につき200円以内で市長が規則で定める額
	(2) 地下駐車場	1台30分までごとにつき 210円
	(3) 広告の掲出のためのモニター機器	1台1月につき 6,000円以内で市長が定める額
	(4) 広告の掲出(建物の柱類、壁面等のうち市長が指定する場所)	1平方メートルにつき 1月 15,000円以内で市長が定める額
	(5) その他の占用使用	1時間につき5,000円以内で市長が規則で定める額

改定案

金額
1時間につき1,020円以内で市長が規則で定める額
冷暖房費1時間につき210円以内で市長が規則で定める額
1台30分までごとにつき 210円
1台1月につき 6,120円以内で市長が定める額
1平方メートルにつき 1月 15,280円以内で市長が定める額
1時間につき5,090円以内で市長が規則で定める額

⇒

税抜

金額
1時間につき930円以内で市長が規則で定める額
冷暖房費1時間につき190円以内で市長が規則で定める額
1台30分までごとにつき 190円
1台1月につき 5,560円以内で市長が定める額
1平方メートルにつき 1月 13,890円以内で市長が定める額
1時間につき4,630円以内で市長が規則で定める額

・多治見市役所駅北庁舎の設置及び管理に関する規則

[一覧に戻る](#)

現在料金

所在階	区分	単位	額(円)	
1階	屋外広場	全面	1,440円	
		半面	720円	
		1区画(33㎡まで)	210円	
	ロビー ギャラリー	午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	全面	1,030円
			1区画(39㎡まで)	260円
			全面	310円
2階	多目的スペース	全面	1,030円	
		1区画(37㎡まで)	260円	
4階	会議室(3室)	1室	410円	
			冷暖房料 100円	
	災害対策本部室	1区画(4㎡まで)	260円	

⇒

総務課

改定案

額(円)
1,460円
740円
210円
1,050円
260円
320円
1,050円
260円
420円
冷暖房料
100円
260円

税抜

額(円)
1,330円
670円
190円
950円
240円
290円
950円
240円
380円
冷暖房料
95円
240円

備考

専ら営利を目的として使用する場合(会議室を除く。)は、この表に定める額(冷暖房料を除く。)の10割の額を加算する。